

京都市青少年活動センター条例の一部を改正する条例（平成17年12月26日京都市条例第67号）（文化市民局共同参画社会推進部勤労福祉青少年課）

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に青少年活動センターの管理を行わせるために必要な事項を定めることとしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

京都市青少年活動センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第67号

京都市青少年活動センター条例の一部を改正する条例

京都市青少年活動センター条例の一部を次のように改正する。

第13条を削る。

第12条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とする。

第10条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第11条とする。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に、「一」を「いずれか」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とする。

第4条を第5条とする。

第3条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは」の右に「、市長の承認を得て」を加え、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 青少年活動センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
- (2) 青少年活動センターの維持管理に係る業務

(3) その他市長が必要と認める業務

別表第2中「第7条関係」を「第8条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げるこの条例による改正前の京都市青少年活動センター条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の京都市青少年活動センター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

3 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けたものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。

附則別表

第5条	第6条
第10条第1項	第11条第1項

提案理由

指定管理者に青少年活動センターの管理を行わせるために必要な事項を定める必要があるので提案する。

(文化市民局共同参画社会推進部勤労福祉青少年課)